

この薬局は

「保険薬局」 です



当薬局は厚生労働大臣が定める基準による調剤を行っている「保険薬局」です。

「保険薬局」とは薬剤師が健康保険を使って調剤を行ったり、一般薬を販売（一般薬には健康保険は使えません）をしている薬局のことです。

安芸ふれあい薬局

開局時間のご案内

月火水金 9:00-18:00

木 8:00-16:00

土 9:00-13:00

保険
薬局

日・祝日 休み

●夜間・休日等加算の対象時間

平日19:00-閉店まで 土曜日13:00-閉店まで

<休日扱い> 1月2-3日 12月29-31日

時間外加算 18:00-22:00 6:00-8:00 深夜加算 22:00-6:00

休日加算 日曜日・祝日・年末年始（12月29日-翌年1月3日）



休日当番薬局

広島県薬剤師会HP参照

緊急連絡先(転送電話)080-7295-7350

薬局の管理および運営は以下のとおりです



許可区分|薬局



開設者
株式会社 ふれあい
代表取締役 川上慶彰



取り扱い一般用医薬品
要指導医薬品
第一類医薬品
指定第二類医薬品
第二類医薬品
第三類医薬品



管理薬剤師
赤木信之

勤務する薬剤師(保管・陳列・販売・情報提供・相談)

赤木信之、橋本光次、岩見明子、中村智津枝、
江本基樹

勤務する登録販売者(販売・情報提供・相談)

薬剤師

名札に氏名及び「薬剤師」記載、白色白衣

管理栄養士

名札に氏名及び「管理栄養士」記載、青色白衣
総合事務職

名札に氏名及び「総合事務職」記載、青色白衣



営業時間

9:00-18:00(月火水金)

8:00-16:00(木)

9:00-13:00(土)

休日:日・祝

医薬品の購入または譲り受けの申し込みを受理する時間は上記営業時間とする

営業時間外の相談時間

携帯電話にて対応

080-7295-7350



薬局の名称・許可番号・許可
年月日・所在地・有効期間
薬局開設許可証(別掲)を参照

取り扱う一般用医薬品や副作用救済制度の案内です

要指導 医薬品

医療用医薬品から新たに市販用にスイッチされた医薬品等で、使用上特に注意が必要な医薬品です。

薬剤師が、書面を用いて必要な情報提供を行い、対面販売いたします。

直接触れることができない場所に陳列されています。

第1類 医薬品

一般用医薬品

使用上特に注意が必要な医薬品です。

薬剤師が、書面を用いて必要な情報提供を行い、販売いたします。

直接触れることができない場所に陳列されています。

第2類 医薬品

一般用医薬品

使用上、注意が必要な医薬品。

薬剤師または**登録販売者**が必要な情報提供に努め、販売いたします。商品に直接触れることができます。

指定第2類医薬品

第2類医薬品の中で特に注意が必要な医薬品です。**「してはいけないこと」**を必ずご確認ください。情報提供しやすい場所に陳列。

第3類 医薬品

一般用医薬品

要指導や第1類、第2類以外の一般用医薬品です。

薬剤師または**登録販売者**が必要な情報提供に努め、販売いたします。

商品に直接触れることができます。

健康被害救済制度

医薬品の副作用等による健康被害を受けられた方の救済制度です。

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構

TEL 0120-149-931

医薬品の安全使用のために症状等の情報をお伺いさせていただくことがあります。個人情報は個人情報保護法等に基づき適切に管理を行い、医薬品の安全使用以外の目的で利用はしません。

苦情相談窓口

広島県薬剤師会 082-262-8931

広島県薬務課 082-228-2111

広島市保健所 衛生環境課

082-241-1585

私たちの個人情報への基本的な考え方で

当薬局は、「個人情報の保護に関する法律」（以下、「個人情報保護法」）および「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」（厚生労働省策定。以下、「ガイドライン」）を遵守し、良質な薬局サービスを提供するために、皆様の個人情報を適切かつ万全の体制で取り扱います。当薬局は、皆様の個人情報を適切に取り扱うために次の事項を実施します。

- 個人情報保護法およびガイドラインをはじめ関連する法令を遵守します。
- 個人情報の取扱いに関するルール（運用管理規定）を策定し、個人情報取扱責任者を定めるとともに、従業員全員で遵守します。
- 個人情報の適切な保管のために安全管理措置をし、漏洩・滅失・棄損の防止に努めます。
- 個人情報を適切に取り扱っていることを定期的に確認し問題が認められた場合には、これを改善します。
- 個人情報の取得にあたっては、あらかじめ利用目的を明示し、その目的以外には使用しません。ただし、本人の了解を得ている場合、法令に基づく場合、個人を識別できないよう匿名化した場合などは除きます。
- 業務を委託する場合は、委託先に対し、当薬局の基本方針を十分理解の上で取り扱うよう求めるとともに、必要な監督・改善措置に努めます。
- 個人情報の取扱いに関する相談体制を整備し、適切かつ迅速に対応します。
- 当薬局は、次の事項についてご本人から申し出があった場合、適切かつ迅速に対応します。
 - ・ 個人情報の利用目的に同意しがたい場合
 - ・ 個人情報の開示、訂正、利用停止など（法令により応じられない場合を除く）
 - ・ 個人情報が漏洩・滅失・棄損した場合、または、その可能性が疑われる場合
 - ・ その他、個人情報の取扱い

皆さまの個人情報適切に取り扱っています

当薬局では、良質かつ適切な薬局サービスを提供するために、当薬局の個人情報保護に関する基本方針にもとづいて、常に皆様の個人情報を適切に取り扱っています。個人情報の取扱いについて、ご不明な点や疑問などがございましたら、お気軽にお問い合わせください。

当薬局は、個人情報を下記の目的達成に必要な範囲で利用いたします

- 当薬局における調剤サービスの提供や業務の維持・改善のための基礎資料
- 医薬品を安全に使用していただくために必要な事項の把握（副作用歴、既往歴、アレルギー、体質、併用薬、ご住所や緊急時の連絡先など）、家族などへの薬に関する説明
- 病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者などとの必要な連携・照会への回答
- 医療保険事務（審査支払機関への調剤報酬明細書の提出、審査支払機関または保険者からの照会への回答など
- 薬剤師賠償責任保険などに係る保険会社、弁護士への相談または届出など
- 当薬局内で行う薬剤師・医療事務等の教育・研修、薬学生の薬局実務実習
- 外部監査機関への情報提供
- 学会・学術誌等への発表・報告（学会、研究会、学術誌等で発表、報告する場合、個人を特定できないように匿名化いたします。匿名化が困難な場合は、ご本人の同意をいただきます。）
- 上記以外に、個別に利用目的を明示した場合においては、その利用目的の達成のため

当薬局の業務の一部を外部に委託することがありますが、十分な個人情報の保護水準を満たしている委託先を選定するとともに、委託先に対しては必要かつ適切な監督を行い契約等にて個人情報の保護水準を担保します。

ご提供いただいた個人情報は下記に該当する場合を除き、第三者に開示することはありません。

- ご利用者から同意をいただいたとき
- 当社との秘密保持契約を締結の業務委託先に必要な範囲で開示する場合

調剤基本料と薬剤服用歴の活用について

当薬局の調剤基本料については下記のとおりです。また、お薬を安心・安全にご利用いただくために薬剤服用歴を活用しています。薬剤服用歴に基づき、お薬の服用に関することや市販薬との飲み合わせについて説明し、薬剤服用歴に記録します。

※お聞きした情報は個人情報保護の取り扱いに関する基本事項に基づき適切に管理します。疑問・質問等がございましたら、当薬局の薬剤師に遠慮なくご相談ください。



調剤基本料1	45点
後発医薬品調剤体制加算3 . . .	30点
地域支援体制加算2	40点
連携強化加算	5点
医療DX推進体制整備加算1	10点

当薬局では、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に勧めていく観点から、領収書発行の際に、「個別の調剤報酬の算定項目が分かる明細書」を無料で発行致しております。

明細書の発行を希望されない場合は事前に申し出てください。

※平成30年より公費負担医療で自己負担が発生しない患者についても明細書の発行が義務付けられております

処方せん受付回数が月1,800回以下で、同一グループ薬局数が300店舗未満で処方せん受付回数の合計が月に4万回未満です。医薬品取引価格の妥結率が5割をこえて、地方厚生局に報告しています。特定の医療機関からの不動産賃貸借などの関係はありません。後発医薬品の調剤率が50%をこえて、地方厚生局長に報告しています。他の保険薬局等との連携により非常時における対応につき必要な体制が整備されています。

当薬局では適正な医療費で持続可能な医療制度の維持や未来のために、ジェネリック医薬品の調剤を積極的に行っています。

ジェネリック医薬品
に変更を希望される
方は薬剤師にご相談ください。



当薬局では、ジェネリック医薬品（後発医薬品）を積極的に調剤し、後発医薬調剤品体制加算を算定しています。

地域に貢献する薬局になるためにしていること



開局時間

平日:8時間以上
土日:一定時間
週:45時間以上



かかりつけ薬剤師

かかりつけ薬剤師指導料の届出をしています。
管理薬剤師の実務経験が要件を満たしています。



対応

24時間調剤及び在宅業務に対応。地方公共団体等に周知を行っています。



健康相談

健康相談を行っています。
一般用医薬品の販売や医療機関への受診を勧奨しています。



医薬品備蓄

1200品目以上の
医薬品を備蓄しています。



情報収集

インターネットを通じた情報収集と周知(PMDAメディナビなど)を行っています。



在宅

在宅業務体制の整備と実績(年12回以上)。医療機関、訪問看護ステーションとの連携が可能。



後発医薬品

処方せん集中率が85%を超える薬局では、後発医薬品の調剤割合が50%以上あります。



プライバシー

プライバシーに配慮した構造です。



研修

調剤従事者の資質向上を図るため、定期的な研修・学会などで研究発表を行っています。



麻薬

麻薬小売業者の免許を受けています。



副作用報告

健康被害などを防止した事例の収集と副作用報告に係る手順書と報告する体制を整備。

訪問薬剤管理指導に関するご案内



在宅で療養中で通院が困難な場合、調剤後お宅を訪問して薬剤服薬指導および管理のお手伝いをさせていただくことができます。短期のご利用も可能です。

ご希望される場合はお申し出てください。（医師の了解と指示が必要です）

介護保険の方

居宅療養管理指導および
介護予防居宅療養管理指導



同一建物居住者以外

518単位/回



同一建物居住者

379単位/回（2～9人）

342単位/回（10人以上）

1単位=10円 10単位=100円（1割負担）30円（3割負担）自己負担率や厚生労働省が定める地域により金額が異なることがあります。

医療保険の方

在宅患者訪問薬剤管理指導



同一建物居住者以外

650点/回



同一建物居住者

320点/回（2～9人）

290点/回（10人以上）

1点=10円 10点=100円（1割負担）30円（3割負担）自己負担率により金額が変わります。麻薬の調剤や緊急対応、オンライン服薬指導等で点数が異なります。

調剤だけでなくおくすり相談や 健康チェックも行っています

おくすり相談



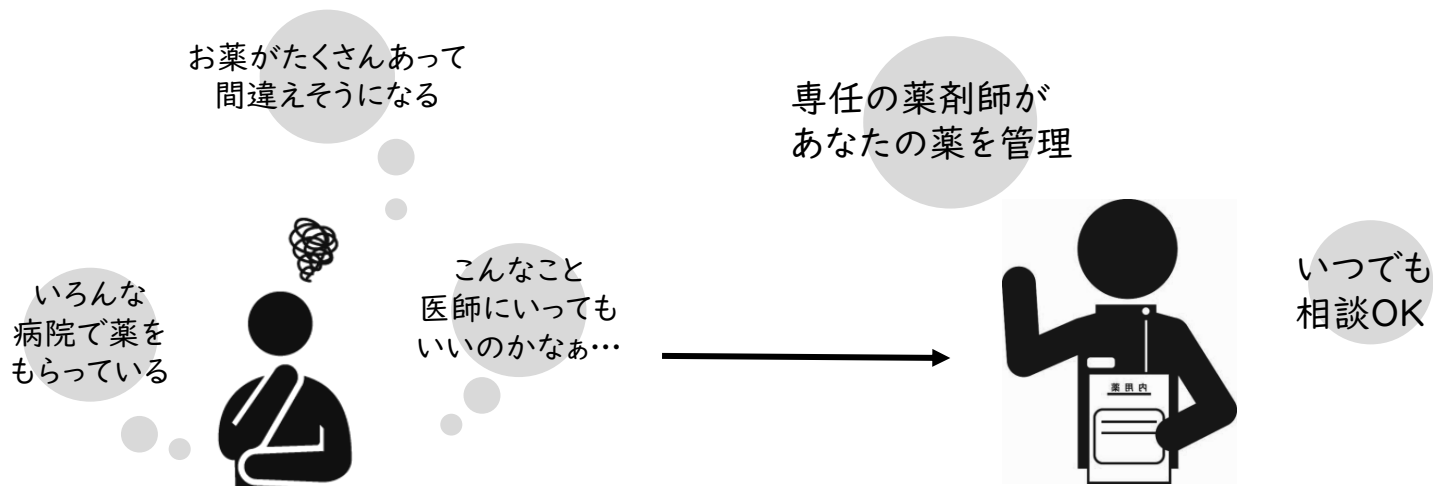
健康チェック



日頃よりご利用いただいている皆さま、ご近所の皆さまのお薬相談や健康チェックを行います。お気軽にお越しください。

また、全国どこの保険医療機関からの処方せんも対応しています。

お薬のことで困ったらかかりつけ薬剤師におまかせください



担当薬剤師を指名してください。同意書に署名していただくことで、次回から専任のかかりつけ薬剤師が担当いたします。

保険薬剤師として3年以上の薬局勤務経験があり、当薬局に週32時間以上勤務しています（育児・介護など労働時間短縮の場合は週24時間4日間以上）。薬剤師認定制度認証機構が認証している研修認定制度等の研修認定を取得し、医療に係る地域活動の取組に参画しています。

医療DXを積極的に推進しています

当薬局では患者さんに質の高い医療を提供するために、医療DXを積極的に推進しています。具体的には、以下の取り組みを行っています。

1. オンライン資格確認等システムの活用

オンライン資格確認等システムを通じて、患者さんの診療情報や薬剤情報等を取得し、調剤や服薬指導に活用しています。

2. マイナンバーカードの健康保険証（マイナ保険証）利用の促進

マイナンバーカードの健康保険証（マイナ保険証）利用を促進することで、患者さんの負担軽減と医療情報の効率的な共有を目指しています。

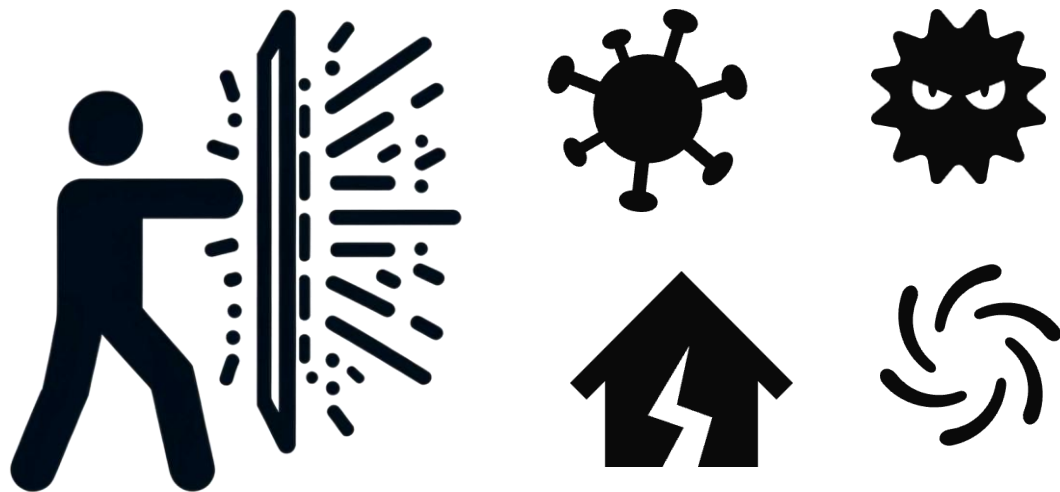
3. 電子処方箋や電子カルテ情報共有サービスの活用

電子処方箋や電子カルテ情報共有サービスを活用することで、医療機関との連携を強化し、よりスムーズな医療提供を実現しています。

オンライン資格確認の個人情報の利用目的は、「審査支払機関又は保険者への照会」のみであり、本人の同意なく他の目的に利用することはできません。



感染・災害発生時に対応できる体制を備えています



当薬局は、皆様の健康を守るため、災害や新しい感染症が発生した際にも迅速に対応できる体制を備えています。

他の薬局や病院、行政機関と連携し、災害や緊急時でも安心して薬を受け取れる仕組みを維持します。

保険対象外の費用についてのお知らせ

当薬局では療養給付と直接関係のない以下の項目においては、実費で負担をお願いしています。ご了承ください。

薬剤の容器代



- 点眼容器 30円（税込）
- 点鼻容器 30円（税込）
- 水剤容器 30円（税込）全サイズ30mL～500mL
- 軟膏容器 30円（税込）全サイズ10g～100g

＊容器の種類、サイズに関係なく1個30円としています。
また容器（容量サイズ）の在庫は変更する場合があります。

個別の調剤報酬の算定項目の分かる 明細書の発行について



当薬局では、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に勧めていく観点から、領収書発行の際に、「個別の調剤報酬の算定項目が分かる明細書」を無料で発行致しております。

明細書の発行を希望されない場合は事前に申し出てください。

取扱い公費負担医療

戦傷病者特別援護法→生活保護法による医療扶助・更生医療

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律→認定疾病医療・一般疾病医療費

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律→結核患者の適正医療

障害者自立支援法→精神通院医療・更生医療・育成医療

児童福祉法→療育の給付・障害児施設医療・児童福祉法の措置等に係る医療

母子保健法による養育医療

特定疾患治療費及び先天性血液凝固因子障害等治療費

小児慢性特定疾患治療研究事業に係る医療の給付

石綿による健康被害の救済に関する法律による医療費の支給

生活保護法による医療扶助

広島県肝炎治療特別促進事業

難病の患者に対する医療等に関する法律

